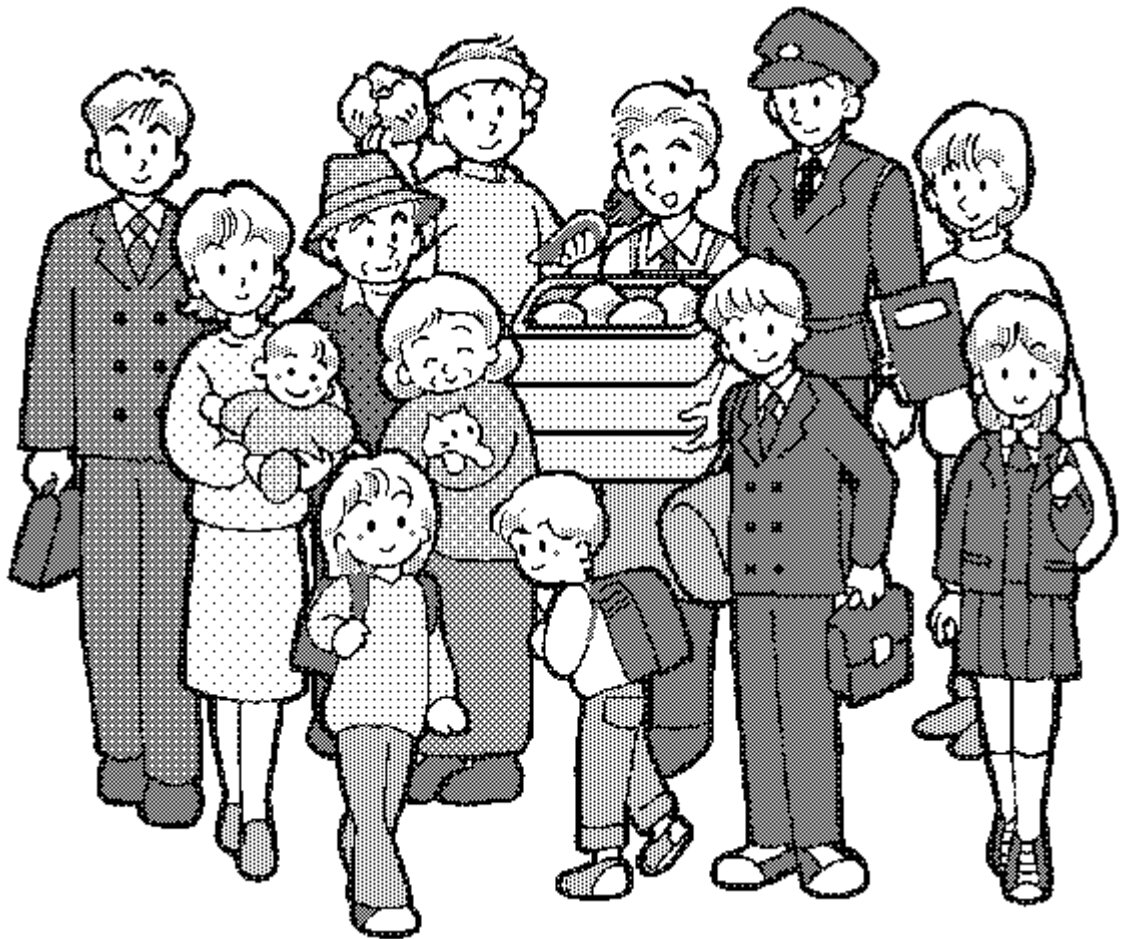


## 鎌倉市地域福祉計画

# 共生、支命地域づくり



平成16年5月

鎌倉市

# 目次

## 序章 地域福祉計画の目的と位置付け

- 1 計画の目的
  - 2 計画の位置付けと期間
  - 3 計画策定の方針
- <資料> 社会福祉法〔抄〕

## 第1章 地域福祉計画の基本理念

## 第2章 地域福祉推進の目標

- 目標： 地域での支え合いの環境づくり(地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上)
- 目標： 地域で集い、憩い、学べる場づくり
- 目標： 地域福祉活動への支援と参加の仕組みづくり
- 目標： 地域でいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みづくり

## 第3章 地域福祉推進の行動計画

### 第1節 地域福祉推進の課題

- 1 少子高齢化への対応
- 2 ネットワーク化への取り組み
- 3 近隣社会の新しい展開
- 4 人材確保・育成
- 5 交流、活動、情報提供の拠点の確保
- 6 福祉サービスの向上やニーズの把握
- 7 地域の情報の把握とプライバシー保護
- 8 市民主体の取り組みと市民参加の推進
- 9 地域の福祉資源の把握と活用
- 10 地域の将来像の展望

### 第2節 行動計画

目標：地域での支え合いの環境づくり(地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上)

- 1 民生委員児童委員活動をさらに充実しましょう。
- 2 新しい「向こう三軒両隣」の関係を築いていきましょう。
- 3 世代間交流を推進しましょう。
- 4 福祉教育を推進しましょう。
- 5 身近で支え合える組織をつくりましょう。
- 6 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。

**目標： 地域で集い、憩い、学べる場づくり**

- 1 既存の福祉関連施設や学校施設の活用に取り組みましょう。
- 2 新たな施設整備での地域の交流の場づくりを推進します。
- 3 空き店舗などを活用した交流の場づくりを推進しましょう。
- 4 各種団体の学習交流会や地域福祉のセミナーを開催しましょう。
- 5 地域福祉活動と学校教育との連携を推進しましょう。

**目標： 地域福祉活動への支援と参加の仕組みづくり**

- 1 市社会福祉協議会等は「ボランティアセンター」機能を強化します。
- 2 当事者団体への支援を充実しましょう。
- 3 先進的な取り組みへの支援・助成制度をつくりまします。
- 4 地域の特性を生かした支え合いの制度づくりを支援します。

**目標： 地域でいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みづくり**

- 1 地域福祉懇談会を開催していきましょう。
- 2 市社会福祉協議会等は「情報収集・提供機能」や「相談援助機能」を充実・強化します。
- 3 ニーズに合ったサービスの開発や質の向上に取り組みまします。
- 4 市は福祉政策に関する委員会を設置まします。
- 5 利用者本位の福祉サービス提供の仕組みづくりとマネジメント機能の充実をめざまします。

## 第4章 地域福祉計画の推進について

### 第5章 地域福祉活動の事例

- 1 大町こぐまの会（鎌倉地域）
- 2 腰越地区ボランティアセンター（腰越地域）
- 3 大平山丸山町内会助け合いの会（深沢地域）
- 4 今泉台すけっと会（大船地域）
- 5 しいの実会（玉縄地域）
- 6 鎌倉コミュニティオプティマム福祉マネージメントユニット（ワーカーズ・コレクティブ）
- 7 [特定非営利活動法人]かまくら地域介護支援機構（インフォーマルサービスの協働研究）

#### < 資料 >

- 1 目標・行動計画・課題の関連図
- 2 鎌倉市の地域特性
  - (1) 鎌倉市の概況
  - (2) 人口・世帯の状況
  - (3) 少子高齢化の現状
    - ア 高齢者の状況
    - イ 子どもの状況

## ウ 障害者の状況

### 3 地域の福祉資源の現状

- (1) 民生委員児童委員の活動
- (2) 主任児童委員の活動
- (3) 市社会福祉協議会の活動
- (4) 地区社会福祉協議会の活動
- (5) 自治町内会の活動
- (6) 高齢者福祉団体の活動

#### ア 老人クラブ

#### イ 老人福祉センターの所属グループ

#### ウ シルバー人材センター

- (7) 障害者地域作業所連絡会の活動
- (8) 子ども会、母親クラブ、青少年育成団体の活動
- (9) ボランティア団体の活動
  - ア 各種ボランティアグループ
  - イ 企業や労働組合のボランティア
- (10) NPOセンターの活動
- (11) ファミリーサポートセンターの活動
- (12) 子育て支援センターの活動
- (13) 子育て支援コンシェルジュの活動
- (14) かまくら地域介護支援機構の活動
- (15) 住民参加型在宅福祉サービス団体の活動

#### ア 生協運営型（ワーカーズコレクティブの活動）

#### イ 小地域相互扶助型（自治町内会単位での有償助け合い活動）

#### ウ 住民有志による相互扶助型（地域の有志（団体）による有償在宅福祉（介護）サービス活動）

- (16) 生涯学習推進団体の活動
- (17) 人権擁護、男女共同参画の推進活動
- (18) 市内の社会福祉施設等

### 【付属資料】

- 1 地域福祉計画策定経過の概要
- 2 鎌倉市地域福祉計画策定委員会
- 3 地域福祉計画についての提言概要
- 4 鎌倉市地域福祉計画作成会議

# 序章 地域福祉計画の目的と位置付け

## 1 計画の目的

少子高齢化が進んだ鎌倉市において、誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して豊かな生活を送るために、社会福祉法の「地域福祉の推進」の目的に基づき、**地域福祉の推進の主役である市民・社会福祉の事業者・社会福祉活動の担い手**(以下「**地域住民**」という。)の地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

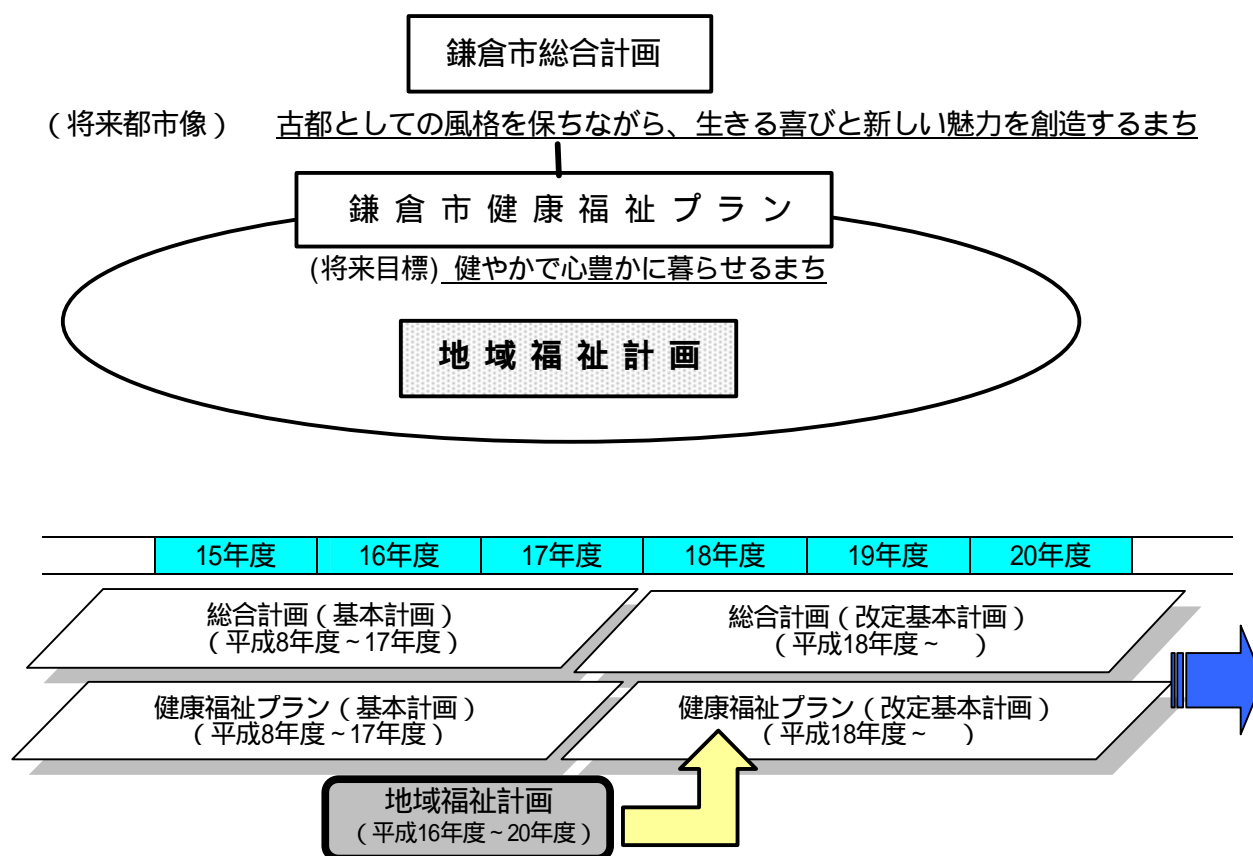
### 【地域】

「地域」の範囲は、地域住民が取り組む内容により、行政区、学校区(小・中学校)、地区社会福祉協議会、自治町内会、地域のグループ、近隣など、さまざまにとらえることとします。

## 2 計画の位置付けと期間

第3次鎌倉市総合計画の将来都市像を実現するために、保健福祉分野の計画である「鎌倉市健康福祉プラン」では、「健やかで心豊かに暮らせるまち」を将来目標として掲げています。

地域福祉計画は、同プランの目標を踏まえた基本理念を定め、平成16年度から5年間を計画期間とします。また、平成18年度からの鎌倉市健康福祉プランの改定基本計画(平成18年度～)に位置付けます。



### 【鎌倉市健康福祉プラン】

第3次鎌倉市総合計画と連動させ、保健・医療・福祉分野をはじめ、住まいやまちづくりなどの関連分野も含めて策定しています。「基本構想」(平成8年度～37年度)、「基本計画」(平成8年度～17年度)、「推進計画」(平成13年度～17年度)の構成となっています。

### 3 計画策定の方針（平成15年6月決定）

- (1) 本市の地域福祉推進のため、新たな地域コミュニティの形成をめざし、地域住民、自治組織、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が一体となって取り組む行動計画を明らかにする。
- (2) 本市が直面している少子化問題や高齢社会への対応について、地域の福祉力を生かす方策を明らかにするとともに、これらの諸課題を解決するために、地域住民が担う役割と行政との連携のあり方について整理する。
- (3) 地域住民が地域活動に参加しやすくする方策を明らかにするとともに、地域住民の要請に迅速に応える行政の総合的、効率的な体制を再構築する。

#### <資料> 社会福祉法〔抄〕

##### 第一章 総則

###### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

###### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

###### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

##### 第十章 地域福祉の推進

###### 第一節 地域福祉計画

###### （市町村地域福祉計画）

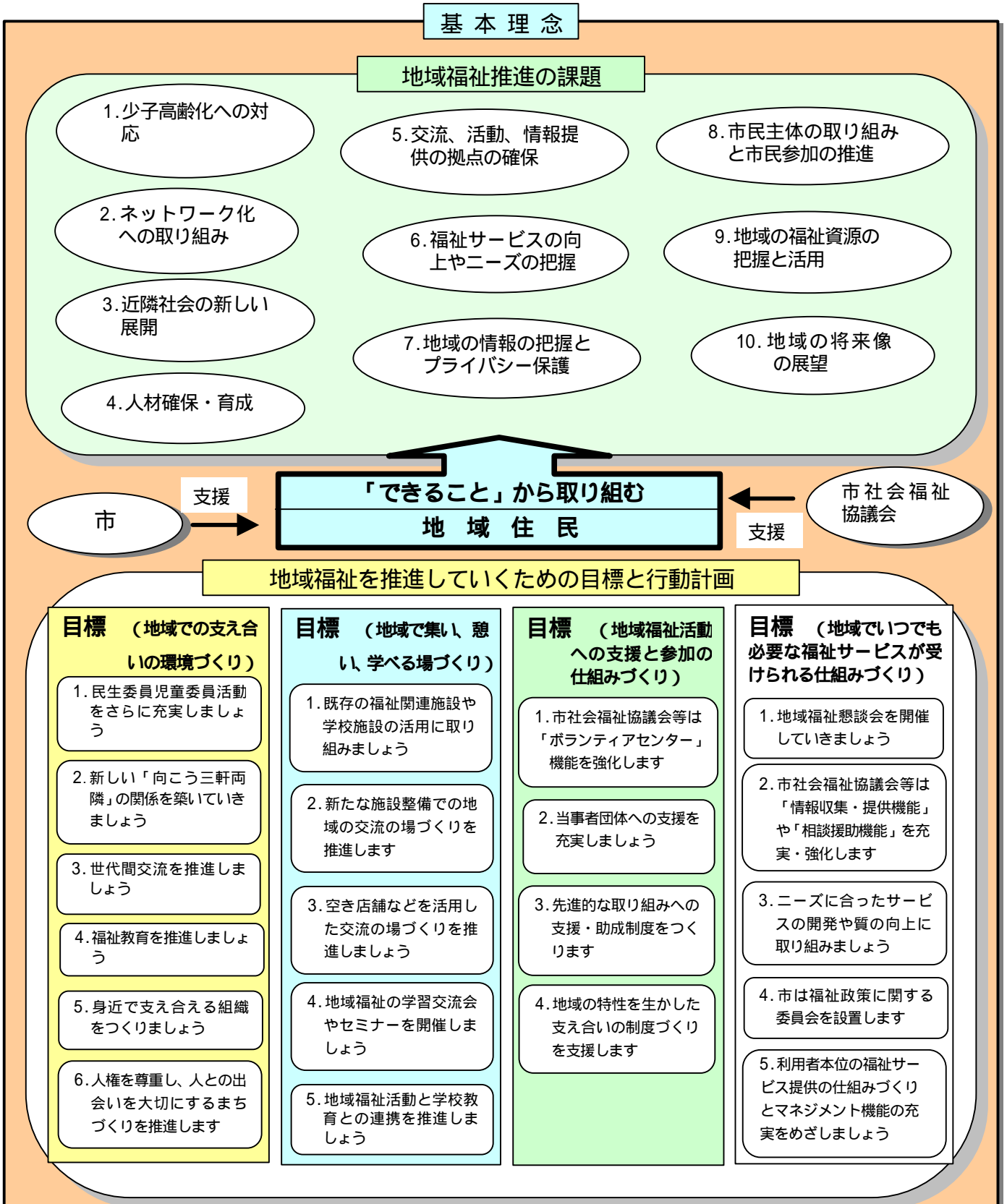
第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

# 第1章 地域福祉計画の基本理念

地域福祉の推進をめざし、「共に生き、支え合う地域づくり」を基本理念とします。

## 地域福祉計画の体系図



## 第2章 地域福祉推進の目標

### 目標： 地域での支え合いの環境づくり(地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上)

地域住民が中心となって、地域の福祉力、教育力、市民の自立力を活用しながら支え合いの地域づくりをめざしましょう。

特に、高齢者、障害者が自立した生活を営め、子どもを安心して生み育てられる環境づくりをめざしましょう。

### 目標： 地域で集い、憩い、学べる場づくり

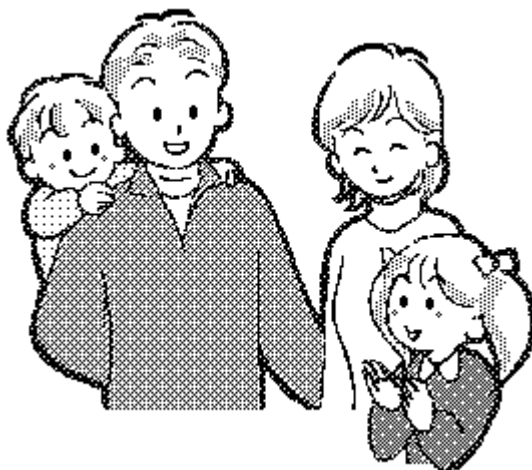
身近な地域に市民が集い憩える場や地域福祉活動、生涯学習の機会が提供される地域づくりをめざしましょう。

### 目標： 地域福祉活動への支援と参加の仕組みづくり

地域福祉活動への支援（情報・知識・技術の習得、人材・活動拠点の確保）の充実が図られ、活動へ参加しやすい仕組みが提供される地域づくりをめざしましょう。

### 目標： 地域でいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉サービスが受けられる仕組みづくりをめざしましょう。





## 第3章 地域福祉推進の行動計画

### 第1節 地域福祉推進の課題

地域福祉懇談会やアンケート調査、団体別ヒアリングなどで地域住民の皆さんから出された課題を整理しました。

#### 1 少子高齢化への対応

- ・高齢者や障害者の見守り、障害児を含めた子育て支援を地域でいかに担っていくかが課題となっています。
- ・高齢者のさまざまな知識・経験や市民活動への参加意欲を地域福祉にどのように活かしていくのが課題です。

#### 2 ネットワーク化への取り組み

- ・地域福祉の課題を解決するために、自治町内会、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会、市などの連携の強化が求められています。

【当事者団体】

疾病や障害の問題、課題を抱えている本人や家族の会（団体）

【NPO法人】

平成10年（1998年）12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得し、社会に貢献する活動を行う民間非営利団体（Non-Profit Organization）

#### 3 近隣社会の新しい展開

- ・仕事を持っている人や若い人たちが地域への関心が持ちにくいこと、プライバシーの問題などが課題となっています。
- ・地域のコミュニティの発展には、そこに暮らす人々が支え合う気持ちを高めていくことが必要とされています。

#### 4 人材確保・育成

- ・多くの市民が地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりが必要となっています。
- ・活動への参加の啓発方法の見直しが課題となっています。
- ・男性の地域福祉活動への参加が課題となっています。
- ・地域の核となる人材の育成が課題となっています。
- ・地域福祉を担う人材への研修の充実が求められています。

## 5 交流、活動、情報提供の拠点の確保

- ・市民が身近な場所で集える交流、活動、情報提供の場づくりが求められています。
- ・既存の公共施設の活用や民間施設の有効利用が課題となっています。

## 6 福祉サービスの向上やニーズの把握

- ・公的サービスにとどまらず、地域での支え合いとの連携による福祉サービスの質的、量的な向上が求められています。また、新たなニーズの把握が課題となっています。

## 7 地域の情報の把握とプライバシー保護

- ・地域福祉活動を活発にし、市民同士の交流を促進するためには、お互いの情報を把握することが必要です。ただし、プライバシーの保護に配慮することも必要です。

## 8 市民主体の取り組みと市民参加の推進

- ・世代間交流や教育の問題も含め、地域で生活する市民の視点で課題やニーズを把握し、解決策を市民自らが検討する仕組みづくりが必要です。また、地域福祉活動への市民参加のきっかけづくりが課題となっています。

## 9 地域の福祉資源の把握と活用

- ・地域福祉の担い手や施設利用・地域活動の情報などを把握し活用することが課題となっています。

## 10 地域の将来像の展望

- ・地域福祉の将来像を自ら描く地域づくりが必要です。



## 第2節 行動計画

「共に生き、支え合う地域」を実現するための第一歩は、地域住民が「できること」から取り組むことです。

地域住民、市社会福祉協議会、市などが連携を図りながらそれぞれの立場で具体的に推進していく4つの目標と20の行動計画を提案します。

この計画は、平成16年度から5年間を目途に実施する内容を掲げています。

計画の進行管理は、地域住民が主体の「身近で支え合える組織」や「地域福祉懇談会」を通じて、毎年行っていきましょう。

**目標： 地域での支え合いの環境づくり(地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上)**

### 1 民生委員児童委員 活動をさらに充実しましょう。

地域福祉の推進のために中心的な役割を担う民生委員児童委員は、地域の団体や市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、市などからの各種情報の市民への提供を充実させていくとともに、地域住民との連携を図り、民生委員児童委員活動の充実に取り組んでいきましょう。

#### 【民生委員児童委員】

民生委員は、民生委員法により定められており、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員を兼ねることとなっています。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣並びに神奈川県知事から委嘱され、鎌倉市長からは民生嘱託員として委嘱されています。市民の相談に応じ、必要な援助を行い地域福祉の担い手として活動しています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が平成6年1月から新たに設置され、児童関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整の業務を行うとともに、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談援助活動を民生委員児童委員と一体となって行っています。

### 2 新しい「向こう三軒両隣」の関係を築いていきましょう。

子育てや心身に障害がありながら暮らす難しさ、高齢者の見守り、防犯、災害への対応など、地域住民一人ひとりが出来ることに取り組んでいきましょう。

自治町内会は、「福祉部」を設けるなど、地域福祉への継続的な取り組みを進めていきましょう。

### 3 世代間交流を推進しましょう。

地域でお互いが理解し合いながら生活するためには、あらゆる世代が身近な場所で、気軽に交流を深められるよう、さまざまな行事を積極的に開催していきましょう。

#### 4 福祉教育を推進しましょう。

将来の地域の担い手となる子どもたちを中心に、少子高齢社会への長期的な取り組みとして、地域の施設や家庭などを体験場所とする福祉教育を市社会福祉協議会、学校、地域、家庭が協力・連携して実施しましょう。

#### 5 身近で支え合える組織をつくりましょう。

自治町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域のグループが中心となって、地域への情報提供やさまざまな課題を解決するための相談などができる拠点となる組織を自らつくり、地域で支え合えるまちづくりを進めていきましょう。

市社会福祉協議会は、人材の発掘と育成や組織づくりを支援していきます。

#### 6 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。

人権を尊重した行政施策を推進するための基本理念や基本的な方向を示す「かまくら人権施策推進指針」に基づいて、誰もが人間として尊重されるまちづくりの実現をめざし、市民、企業などと市が連携し、市民参画による人権施策の推進を図ります。

**目標： 地域で集い、憩い、学べる場づくり**

#### 1 既存の福祉関連施設や学校施設の活用に取り組みましょう。

地域住民と市は、福祉関連施設や学校施設などが、施設の特徴を踏まえた地域のコミュニティの場として展開できるよう学校や関係機関と協議します。

##### 【取り組み案】

- ・ 深沢小学校余裕教室の活用  
少子高齢化対策や市民のニーズを踏まえた高齢者福祉施設、児童福祉施設などの福祉目的への活用
- ・ 学校施設などを活用した地域が主体となった世代間交流事業や自治町内会の福祉活動の実施
- ・ 老人福祉センターや子ども会館などを活用した地域交流事業の実施

#### 2 新たな施設整備での地域の交流の場づくりを推進します。

市は、新たな施設計画や既存施設の改修にあたっては、地域の交流の場を確保するため「地域福祉推進の施設整備方針」を提案し、実現に向け取り組んでいきます。

##### 【取り組み案】

- ・ 深沢保育園の改築
- ・ 生涯学習施設の活用

### 3 空き店舗などを活用した交流の場づくりを推進しましょう。

地域住民は、商店街や住宅街などで気軽に集える場づくりを推進しましょう。  
市社会福祉協議会、市は、交流の場づくりの推進を支援していきます。

### 4 地域福祉の学習交流会やセミナーを開催しましょう。

市民、自治町内会、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などは、地域の課題の解決に向けて学習、研究していく機会を設けていきましょう。

### 5 地域福祉活動と学校教育との連携を推進しましょう。

地域住民と市は、「地域に開かれた学校」の視点から教育委員会、学校と十分に話し合いを行います。  
また、市社会福祉協議会は、「福祉教育懇談会」の充実などを通じて地域福祉活動を推進していきます。

#### 【福祉教育懇談会】

市社会福祉協議会は、市内の小中学校の教諭を対象に、福祉教育への理解を深めてもらうことや地域の教育力の紹介などを行っています。

## 目標： 地域福祉活動への支援と参加の仕組みづくり

### 1 市社会福祉協議会等は「ボランティアセンター」機能を強化します。

地域福祉活動の中心的な組織として、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会は、調整機能の強化や市民ニーズの把握などに取り組みます。また、地域でのボランティア活動への支援や「生涯学習」、「市民活動」などのグループとの連携も図っていきます。

### 2 当事者団体への支援を充実しましょう。

当事者団体は、活動の場や必要な情報が不足しています。また、団体が地域の活動に参加する機会が不足しています。これらを解消するために、地域住民、市社会福祉協議会、市が一体となって支援を進めます。

### 3 先進的な取り組みへの支援・助成制度をつくります。

市社会福祉協議会、市は、福祉団体等への支援・助成にあたっては、一律的な対応ではなく、市民が主体となった提案型の地域福祉活動に対して支援を行っていきます。併せて、優れた人材の発掘と育成に取り組んでいきます。

### 4 地域の特性を生かした支え合いの制度づくりを支援します。

市社会福祉協議会、市は、地域で手助けをしてほしい人、その手伝いをする人がお互いに支え合う新しい仕組みづくりを支援していきます。

## 目標： 地域でいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みづくり

### 1 地域福祉懇談会を開催していきましょう。

地域住民は、市社会福祉協議会、市とともに地域福祉懇談会を定期的を開催していきましょう。運営も地域が主体となり、意見交換を通じ利用者本位の福祉サービスが受けられる仕組みづくりに向けての課題を解決していきましょう。

### 2 市社会福祉協議会等は「情報収集・提供機能」や「相談援助機能」を充実・強化します。

市社会福祉協議会と市との連携を強化し、地域福祉の視点に立った市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の情報収集、情報提供機能と相談援助機能を充実します。

### 3 ニーズに合ったサービスの開発や質の向上に取り組みましょう。

社会福祉法人、NPO法人、ワーカーズ・コレクティブなどは、公的なサービスにとどまらず、市民が求めているきめ細かな福祉サービスの提供を行っています。さらに、新たなニーズの把握を行うとともにサービスの開発や質の向上をめざしましょう。

#### 【ワーカーズ・コレクティブ】

労働者が共同出資して自主管理する事業体。地域社会の中で地域に必要な事業に全員が出資し、経営に責任を持ち労働を担っていく組織。

### 4 市は福祉政策に関する委員会を設置します。

地域の特性に合ったコミュニティをつくるためには、学校教育、生涯学習、商業振興などの分野との連携も重要です。地域の総合的な福祉施策を検討するため、(仮称)福祉政策専門委員会を設置します。

### 5 利用者本位の福祉サービス提供の仕組みづくりとマネジメント機能の充実をめざしましょう。

社会福祉の事業者、NPO法人、ボランティア団体等は、市社会福祉協議会や市とともに、市民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、インフォーマルサポートを組み込んだ利用者本位の福祉サービスと保健・医療サービスが総合的に提供される仕組みづくりやマネジメント機能の充実をめざしましょう。

#### 【インフォーマルサポート】

家族構成員、親戚、友人、同僚、近隣、ボランティアなど明確に制度化していない住民参加型相互扶助団体（町内の助け合い組織）などが行う支援です。

## 第4章 地域福祉計画の推進について

計画の推進は、「地域住民」の「できること」から取り組む活動が原動力になります。それぞれの「地域」の特性と状況に合わせた取り組みができるよう市と市社会福祉協議会は、活動の「きっかけ」づくりや「地域住民の連携」、「活動環境の整備」への支援を積極的に行います。

## 第5章 地域福祉活動の事例

### 1 大町こぐまの会（鎌倉地域）

〔設立〕

平成8年に、子育て中のお母さんと子どもの交流の場づくりによるふれあいのまちづくりを目的として発足しました。（会員数 6名）

〔活動内容〕

平成9年6月からは、大町会館を会場とする子育てサロンの開催を月2回行っています。毎回10~20名の参加があります。参加できる子どもは、未就学児としています。毎月、誕生日の子どもに手づくりプレゼントをあげたり、クリスマス会を行っています。

育児相談は、年に2、3回、市から保健師に来てもらい実施しています。

運営は、大町ボランティアセンターが行い、遊具は、布おもちゃを市社会福祉協議会から借りています。

スタッフを増やすため、定年退職者を対象に「雑学塾」(街歩き)を年に数回実施しています。会での出会いが日常生活の交流につながり、お母さんたちの情報交換も活発で次の世代につながっています。

子どもの見守りに中学生に参加してもらい、次の世代につなげていけたらと考えています。

### 2 腰越地区ボランティアセンター（腰越地域）

〔設立〕

平成13年に発足し、安心して暮らせるお隣り、ご近所のコミュニケーションづくりを目的として、高齢者や障害者への支援に取り組んでいます。（会員数 60名）

〔活動内容〕

主な活動は、身近な所で身近な人による助け合い、介護保険サービスが利用できない人や認定されるまでの間のつなぎの支援、突発・緊急の支援と見守りなどで、市社会福祉協議会の登録ボランティアのニーズ対応チームと連携して対応しています。

打ち合わせは、毎月2回開催し、1件ごとのボランティア編成の確認、情報交換などを行っています。

ボランティアセンターは腰越地区社会福祉協議会の中のボランティア部門であり、活動拠点は、腰越行政センターの中に設けています。

「できる人ができる時に」をモットーにしていますが、時間的に余裕があり、自分の知識・技能を役立てたい人と一緒に活動し、近所の人はもとより地域ぐるみで支援の輪が広がるように取り組んでいきたいと考えています。

### 3 大平山丸山町内会助け合いの会（深沢地域）

#### 〔設 立〕

平成5年に発足し、お互いに助け合い、安心して暮らせる町内にしていくことを目的として、高齢者などへの支援に取り組んでいます。（会員数 78名）

#### 〔活動内容〕

活動は、家事援助を柱に、食事づくり、買い物、薬の受け取り、ゴミ出し手伝いなどを行っています。また、年1回、高齢者を招いての交流会、2年に1回バザーを開催しています。家事援助は、2人1組で出向き、1時間当たり300円を利用者に負担してもらっています。高齢者が、介護保険の認定を受けるまでの短期間の仕事など、公的サービスのすきまを埋めるような身近で細かい手助けを心がけています。平成14年度は、活動日数159日（285時間）、延べ308名が活動しました。

交流会には、77歳以上の方をお招きしていますが、年々、参加者が増え続けています。

会場の確保、運営の仕方など、良いやり方がないか考えています。

平成15年5月には、「世代ふれあいの会」を深沢中学校体育館で行い、子ども会、老人クラブ、町内会の人たちとの楽しい交流ができました。

助け合いの会の発足にあたっては、町内会、民生委員児童委員、有志の人々を中心として、1年間の準備期間を必要としました。会の運営費は、ほとんどかかっていませんが、町内会から保険代として20,000円を助成してもらっています。

町内の人々からこの会に対し、安心感や関心を持ってもらえているのは嬉しいことです。

また、会員による新年会やハイキングなどを行い親睦を図っています。

子ども会、老人クラブ、PTAのOB会などとの交流を通じ、若い人の加入も増えてきました。

深沢地区社会福祉協議会が進めようとしている地域の見守り活動にも協力していきたいと考えています。

### 4 今泉台すけっと会（大船地域）

#### 〔設 立〕

平成10年に、隣同士の助け合いによる住みやすいまちづくりを目的として、既に活動を始めていた「大平山丸山町内会助け合いの会」の取り組みを参考に発足しました。

（会員数 60名で、このうち3名がコーディネーターとして依頼された仕事の割り振りをしています。）

#### 〔活動内容〕

1回2時間、原則2名でサービスを行います。昨年は、1,000回を超えるサービスを実施しました。介護の問題やその他困ったことの電話での相談は絶えずあります。

利用料は、時給300円の取り決めのもと、依頼主と派遣された会員の間でのやりとりで処理し、会としては一切タッチしない方式をとっています。

会の主な活動資金は、町内会からの助成金です。「助け合いという極めて個人対個人の活動」であり、一般の人たちに良く理解され、評価して頂けるかが課題で、広報の難しい点です。

高齢者や子どもたちが交流できる固定した活動拠点があれば、活動が目に見えて良いのかなと思っています。

最低、年2回の交流会や講演会といったことを行っています。会員も高齢化が進んで来ており、テーマを選び、若い人たちにも関心を深めて頂き、活動に参加するきっかけ作りをしたいと考えています。



## 5 しいの実会（玉縄地域）

### 〔設立〕

平成4年に発足し、ひとり暮らしの高齢者のお世話をする活動をきっかけに、平成9年より対象を広げ高齢者全般への支援に取り組んでいます。（会員数 13名）

### 〔活動内容〕

玉縄地区社会福祉協議会から岡本町内会に対し、地域の福祉ボランティア組織設立の働きかけがあり、民生委員児童委員を中心として活動を始めました。今では、「お互い様」を合言葉として、誰でも参加できる会として地域の見守り活動への土壌づくりを目標としています。

定例会は、毎月第2土曜日に行い、年3、4回のイベントも開催しています。勉強会、お楽しみ会などを通じて誰もが自由に参加できることで、お互いを知り合い、助け合いの輪を広げていきたいと考えています。イベントに参加した人は、次には、友人や近所の人を誘って来てくれます。平成15年4月からは、「福祉給食サービスの会・エッセン玉縄」の配食のお手伝いを初めました。

この会は、町内会からの助成金で運営しています。広報活動は、町内回覧で行っています。

会員は主に女性ですが、地域のさまざまなニーズに応えていくためにも、男性や若い人たちにも参加してほしいと思っています。

高齢者から子どもまで気軽にいつでも交流できるふれあいの場をつくっていききたいと考えています。

## 6 鎌倉コミュニティオプティマム福祉マネージメントユニット（ワーカーズ・コレクティブ）

### 〔設立〕

平成14年に発足し、少子高齢化、緑地保全、ゴミ問題など市民として生活する中で見つけた課題を市民参加でまちづくりに取り組んでいます。

〔参加団体〕 グループゆう（訪問介護）、であい（訪問介護）、キッチンかまくら（配食サービス）、らら・むーぶ・かまくら（移動サービス）、陽だまり（デイサービス）、With友（リサイクルハウス）、みつばち（保育サービス）、生活クラブ鎌倉 commons、福祉クラブ鎌倉地域協議会

### 〔活動内容〕

ワーカーズ・コレクティブ（家事支援、介護、子育てなど、家庭内で報酬を伴わず多くの女性によって行われてきた仕事<シャドウワーク>を地域のたすけあいとして社会化し、必要としている人に提供していこうという新しい働き方）は、サービスの提供者であり、また、ニーズの発信者であることと自らも利用する立場にもなるというお互い様の思いから、市場価格の1/2～2/3の価格でサービスを提供しています。

高齢者、障がい者の生活支援の充実をめざすために、お互いの力量を高めることや牽制力を働かせるなど切磋琢磨し、より良いまちづくりに貢献したいと考えています。特に、子育て支援については働きながら育てる環境の整備が求められており、年齢に応じ、また、成長に合わせたシステムが必要と考えています。

平成15年11月には入居施設の「コア北鎌倉」をオープンし、施設の一部を開放して地域に開かれたスペースとして有効に活用を図り、更に福祉相談窓口をつくり、情報の受発信、ニーズの発見に努め地域との連携を充実させます。また、元気な高齢者の生きがいづくりに寄与したいと考えています

このユニットでは個々の課題に留まらず連携することで、各参加団体の課題を共有し、解決に向けて協力をを行うと共に地域に必要なニーズに合わせて新たなワーカーズコレクティブの設立を支援したり、活動の視野を広く持つために講習会の共催やボランティアの組織化についても学習の機会を設けて充実を図り、新たなニーズに応えていきます。

## 7 [特定非営利活動法人]かまくら地域介護支援機構（インフォーマルサービスの協働研究）

### 〔設 立〕

平成11年に発足し、高齢者への介護サービスについての情報の提供やサービスの質の向上を図るために、事業者の連携を強化し、介護保険制度の円滑な運用に取り組んでいます。

〔参加団体数 47団体（個人もいます）〕

### 〔活動内容〕

平成14年は、全国社会福祉協議会の「インフォーマルサービス協働システム研究モデル事業」に給食サービス、ホームヘルプサービス、子育て支援、当事者、ボランティア団体などと携わっています。この事業は、福祉サービスネットワークを実現するために、電車のホームに例えたいくつもの「プラットホーム」をつかって情報交換やニーズの調整をしていこうとするものです。

善意の市民が団体だけでなく個人としても参加できサービスを利用する側も提供する側も、それぞれの個人の力を最大限に活かされるようにするために、「プラットホーム」の役割を明確にしました。

多くの市民がボランティア活動への参加希望があるにもかかわらず、実際に活動している人はその1/4にすぎません。このような参加ニーズとともに新たな福祉ニーズの把握や対応を研究していくことが地域福祉に役立つと考えています。

この事業の運営管理は、「かまくら福祉資源ネット事業推進会議」が行っています。平成14年には、情報交換のための掲示板の設置場所、参加の呼びかけ、関係者への声かけなど具体的な検討の後、モデルシステムとして運用を試みました。引き続き、平成15年度はインターネットのホームページに掲載する仕組みを研究しました。

これからも、生活の質や市民意識の向上につながる仕組みづくりをめざしていきます。

